

第 1 0 期

神奈川県分別収集促進計画

令和 4 年 8 月策定

神 奈 川 県

目 次

	ページ
1 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 計画の目的及び位置付け・・・・・・・・	2
3 計画の基本的方向・・・・・・・・	2
4 計画期間及び計画改定時期・・・・・・・・	2
5 対象品目・・・・・・・・	2
6 各年度の容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第9条第2項第1号）・・・・	3
7 各年度の市町村による容器包装廃棄物の分別収集量の見込み（法第9条第2項 第2号及び第3号）・・・・・・・・	4
8 容器包装廃棄物の分別収集の促進等に関する事項（法第9条第2項第4号）・	6
 別表第1 第10期市町村分別収集計画の対象品目・・・・・・・・	9
別表第2 各年度の市町村別の容器包装廃棄物の排出量の見込み・・・・	10
 別表第3 各年度の特定分別基準適合物ごとの市町村別の量の見込み及び その合算量・・・・・・・・	11
別表第4 各年度の有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化を する必要がない物の市町村別の量の見込み及びその合算量・・・・	18
参考資料1 容器包装リサイクル法による分別収集実績量・・・・・・・・	22
参考資料2 容器包装リサイクル法施行後の総資源化量と分別収集実績量・・・・	23

1 計画策定の背景

廃棄物の排出量は依然として高水準で推移しており、環境負荷の増大や、最終処分場の残余容量のひっ迫等の問題を解決するため、循環型社会の形成が求められています。

本県では、「神奈川県循環型社会づくり計画」に基づき、個々の県民や事業者にとって不要なものであっても、社会全体としては有用なものとして生かしていく「廃棄物ゼロ社会」を目指し、安全・安心な適正処理を前提に発生抑制を優先した資源循環の取組を進めています。

また、平成 30 年 8 月には、「かながわプラごみゼロ宣言」により、持続可能な社会を目指す SDG s の具体的な取組として、マイクロプラスチック問題等に取り組み、2030 年までのできるだけ早期に、リサイクルされない、廃棄されるプラごみゼロを目指すこととしました。

国では、平成 7 年 6 月に制定した「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号。以下「法」という。）」において、一般廃棄物の中で容積比では約 6 割、重量比では約 2 割を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別排出を、市町村は分別収集を、事業者は再商品化を行うという役割分担のもと、リサイクル〔再生利用〕を進める制度を構築することにより、一般廃棄物の減量と資源の有効活用の確保を図ることとしました。

法では、その目的を達成するために、第 8 条第 1 項において市町村が分別収集計画を、第 9 条第 1 項において都道府県が分別収集促進計画を定め、容器包装廃棄物の分別収集、再商品化等を計画的に促進することとしており、各市町村では法に基づく容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化を、平成 9 年 4 月から開始しています。

さらに、平成 18 年 6 月には、3 R（リデュース、リユース、リサイクル）推進の基本原則にのっとりた循環型社会形成の推進、リサイクルに関する社会全体のコストの効率化、国・自治体・事業者・国民等のすべての関係者の連携を基本的方向とした法の一部改正が行われ、平成 20 年 4 月までに段階的に施行されました。

また、国では、令和元年 5 月に、プラスチックの資源循環を総合的に推進し、海洋プラスチックごみ問題等の課題に対応するため、「プラスチック資源循環戦略」を策定し、さらに、令和 4 年 4 月には、あらゆる主体がプラスチックの資源循環の取組を促進するため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を施行しました。

本県では、この法律における都道府県の役割を果たすため、国の施策に準じてプラスチックの資源循環促進に必要な措置を講じるほか、今後も国の動向を注視し、容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進等に係る取組を進めます。

2 計画の目的及び位置付け

本計画は、県として、容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進並びにリサイクルの推進を図るため定めるものであり、その位置付けは、次のとおりです。

(1) 法第9条第1項の規定に基づき県が策定する法定計画です。

なお、法第9条第4項の規定により、県内の容器包装廃棄物の排出量の見込みについては、市町村が定めた第10期分別収集計画（計画期間 令和5年度から令和9年度）に適合する内容としています。

(2) 神奈川県循環型社会づくり計画における取組のうち、容器包装廃棄物の排出抑制及び分別収集の促進を具体的に進めるための計画です。

3 計画の基本的方向

本計画は、次の事項を基本として推進します。

(1) 県民・事業者・行政が一体となった排出抑制の促進及びリサイクルの推進

(2) 生産・流通・消費・廃棄の各段階における排出抑制の促進及びリサイクルの推進

4 計画期間及び計画改定時期

本計画は、令和5年4月を始期とする5年間（令和5年度から令和9年度）を計画期間とし、3年ごとに改定を行います。

5 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、法第8条の規定に基づき市町村が分別収集を実施する次の10品目を対象とします。なお、各市町村の対象品目は、別表第1のとおりです。

＜特定分別基準適合物*＞

(1) 主としてガラス製の容器（主としてほうけい酸ガラス製のもの及び主として乳白ガラス製のものを除く。）に係る物であって無色の物（以下「無色のガラス製容器」という。）

(2) 主としてガラス製の容器（主としてほうけい酸ガラス製のもの及び主として乳白ガラス製のものを除く。）に係る物であって茶色の物（以下「茶色のガラス製容器」という。）

- (3) 主としてガラス製の容器（主としてほうけい酸ガラス製のもの及び主として乳白ガラス製のものを除く。）に係る物であって無色又は茶色の物以外の物（以下「その他のガラス製容器」という。）
 - (4) 主として紙製の容器包装（主として段ボール製の容器包装及び飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。）を除く。）に係る物（以下「その他紙製容器包装」という。）
 - (5) 主としてプラスチック製の容器包装であって、飲料、しょうゆその他環境大臣が定める商品を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器に係る物（以下「ペットボトル」という。）
 - (6) 主としてプラスチック製の容器包装（飲料、しょうゆその他環境大臣が定める商品を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器を除く。）に係る物（以下「その他プラスチック製容器包装」という。）
- * 特定分別基準適合物：主務省令で定める容器包装の区分ごとに主務省令で定める分別基準適合物（市町村が容器包装廃棄物について分別収集をして得られた物のうち、異物の混入、付着がないこと等、環境省令で定める基準に適合するものであって、主務大臣が指定する施設において保管されているもの）をいい、具体的には上記6項目が該当します。

＜法第2条第6項に規定する主務省令で定める物*（以下「有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化をする必要がない物」という。）＞

- (1) 主として鋼製の容器包装に係る物（以下「スチール製容器」という。）
 - (2) 主としてアルミニウム製の容器包装に係る物（以下「アルミ製容器」という。）
 - (3) 主として段ボール製の容器包装に係る物（以下「段ボール」という。）
 - (4) 主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているもの及び主として段ボール製のものを除く。）に係る物（以下「飲料用紙製容器」という。）
- * 法第2条第6項に規定する主務省令で定める物：有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化の必要がない物として主務省令で定める物をいい、具体的には上記4項目が該当します。

6 各年度の容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第9条第2項第1号）

各年度における市町村別の容器包装廃棄物の排出量の見込みを合算して得られる量は、表1のとおりです。また、この内訳である各年度における市町村別の容器包装廃棄物の排出量の見込みは、別表第2のとおりです。

表1 市町村別の容器包装廃棄物の排出量の見込みを合算して得られる量

（単位：トン）

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
排出見込量	590,060	584,577	580,869	576,034	573,060

7 各年度の市町村による容器包装廃棄物の分別収集量の見込み (法第9条第2項第2号及び第3号)

- (1) 各年度の分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの市町村別の量の見込み及び当該見込量を合算して得られる各年度の特定分別基準適合物ごとの量（法第9条第2項第2号）

ア 無色のガラス製容器に係る特定分別基準適合物の量は、別表第3-1のとおりです。

イ 茶色のガラス製容器に係る特定分別基準適合物の量は、別表第3-2のとおりです。

ウ その他のガラス製容器に係る特定分別基準適合物の量は、別表第3-3のとおりです。

エ その他紙製容器包装に係る特定分別基準適合物の量は、別表第3-4のとおりです。

なお、本県では33市町村のうち、5市町がその他紙製容器包装の分別収集を行っており、28市町村が「ミックスペーパー」などの名称で「その他紙製容器包装」と「雑誌等の紙（容器包装ではない紙製廃棄物）」を混合回収しています。

オ ペットボトルに係る特定分別基準適合物の量は、別表第3-5のとおりです。

カ その他プラスチック製容器包装に係る特定分別基準適合物の量は、別表第3-6のとおりです。

- (2) 各年度の有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化をする必要がない物の市町村別の収集量の見込み及び当該見込量を合算して得られる量（法第9条第2項第3号）

ア スチール製容器に係る物の量は、別表第4-1のとおりです。

イ アルミ製容器に係る物の量は、別表第4-2のとおりです。

ウ 段ボールに係る物の量は、別表第4-3のとおりです。

エ 飲料用紙製容器に係る物の量は、別表第4-4のとおりです。

なお、市町村が定めた第10期分別収集計画に基づく分別収集を実施した場合の「特定分別基準適合物ごとの見込量」及び「有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化をする必要がない物の見込量」を合算して得られる量は、表2のとおりです。

また、市町村が平成9年度から令和2年度の市町村分別収集計画に基づき分別収集を行った実績量は、参考資料のとおりです。

表2 特定分別基準適合物ごとの見込量及び有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化をする必要がないものの見込量の合算量 (単位：トン)

年 度	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
特定分別基準適合物										
無色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	24,358		23,947		23,590		23,244		22,919	
	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)
	7,881	16,477	7,729	16,218	7,584	16,006	7,439	15,805	7,298	15,621
茶色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	14,178		13,890		13,649		13,400		13,178	
	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)
	5,868	8,310	5,756	8,134	5,663	7,986	5,562	7,838	5,471	7,707
その他のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	16,232		16,165		16,110		16,058		16,031	
	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)
	11,507	4,725	11,443	4,722	11,381	4,729	11,323	4,735	11,288	4,743
その他紙製容器包装	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	5,117		5,305		5,501		5,703		5,925	
	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)
	4,759	358	4,953	352	5,156	345	5,364	339	5,592	333
ペットボトル	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	32,868		33,268		33,757		34,113		34,560	
	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)
	26,818	6,050	27,206	6,062	27,667	6,090	28,059	6,054	28,529	6,032
その他プラスチック製容器包装	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	112,351		112,570		113,873		121,052		121,928	
	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)
	108,296	4,055	107,453	5,117	108,784	5,089	115,921	5,131	116,822	5,106
うち 白色トレイ	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	22		22		22		22		22	
	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)
	19	3	19	3	19	3	19	3	19	3
小 計	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	205,104		205,145		206,480		213,570		214,541	
	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)	(引渡 量)	(独自 処理 量)
	165,129	39,975	164,540	40,605	166,235	40,245	173,668	39,902	175,000	39,542
有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化をする必要がない物										
スチール製容器	11,607		11,361		11,143		10,931		10,750	
アルミ製容器	16,910		16,920		16,983		17,019		17,082	
段ボール	56,862		57,618		58,446		58,749		59,147	
飲料用紙製容器	1,131		1,124		1,118		1,110		1,107	
小 計	86,510		87,023		87,690		87,809		88,086	
合 計	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	291,614		292,168		294,170		301,379		302,627	

8 容器包装廃棄物の分別収集の促進等に関する事項

(法第9条第2項第4号)

(1) 容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及に関する事項

容器包装廃棄物の排出の抑制と分別収集を推進するためには、県民、事業者、行政がそれぞれの役割に応じた努力をすることが必要です。

まず、県民は、一人ひとりがライフスタイルを見直し、できる限り容器包装廃棄物の排出の抑制、再使用に努めることが必要です。例えば、商品の購入等の際にはマイバッグを持参し、薄肉化、軽量化された容器包装を用いている商品、簡易包装化がされている商品、詰め替え可能な商品及び繰り返し使用が可能な容器（以下「リターナブル容器」という。）を用いている商品を選択すること等に加え、容器包装廃棄物を排出する際には、容器包装廃棄物の再生利用（リサイクル）を推進するため、市町村が定める分別基準に従い、適正に分別しなければなりません。

事業者は、容器包装廃棄物のリサイクルコストを的確に認識し、製品の生産（製造）の設計段階から、耐久性があり、リサイクルしやすい製品づくりに努めることに加え、過剰な容器包装の抑制、量り売り等の推進、リターナブル容器の使用拡大、内容物の詰め替え方式を採用すること等により、容器包装廃棄物の発生の抑制、減量化及びリサイクルを推進することが重要です。

これら生産・流通・消費・廃棄の各段階における容器包装廃棄物の排出の抑制及びリサイクルの推進について県民及び事業者に啓発するため、県自らが主体的に活動を行うとともに、県民、事業者、市町村等とも連携協力を図りながら、次の方策を実施します。

ア 県が主体となって行う啓発、知識の普及

(イ) 広報媒体等を活用した普及啓発

県のホームページ「かながわりサイクル情報」や、LINE公式アカウント「かながわプラごみゼロ情報」など、県の広報媒体を活用して、リサイクルに関する法令や「かながわプラごみゼロ宣言」の賛同企業等による取組事例、3Rに関する情報などを発信し、普及啓発を図ります。

また、環境省が展開する「プラスチック・スマート」キャンペーンに登録することにより、「かながわプラごみゼロ宣言」に係る取組に関する情報を発信し、普及啓発を図ります。

「かながわりサイクル情報」URL

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/index.html>

LINE公式アカウント「かながわプラごみゼロ情報」URL

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/line_kanagawa-gomizero.html

(イ) イベントにおける普及啓発

各種イベントにおいて、容器包装廃棄物の排出の抑制や3Rの推進に関するパネルの展示、リーフレット類の配布などにより、普及啓発を図ります。

イ 県と県民、事業者、市町村等が連携して行う啓発、知識の普及

(ア) 廃棄物の発生抑制・減量化・再資源化の取組の推進

事業者や消費者団体等の関係団体、行政が連携・協力して、ワンウェイプラの削減を図るとともに、「かながわプラごみゼロ宣言」の賛同企業等による取組事例を情報提供することにより、発生抑制・資源化に関する啓発及び知識普及を図ります。

(イ) 容器包装を含む一般廃棄物の現状やその処理経費等の県民への情報提供

容器包装を含む一般廃棄物の排出量、処理経費、最終処分場の状況など本県の廃棄物の現状や3Rの取組事例、市町村分別収集計画等について、市町村と連携して広く県民に情報提供を行います。

(ロ) 環境教育の推進

学校や地域における環境教育の取組を進め、地域における環境学習活動を行う指導者を育成するとともに、その人材情報や実践活動のための情報提供を積極的に行い、県民の環境保全に関する知識の普及を図ります。

(エ) リサイクル製品の認定及びグリーン購入の推進

県内で排出された廃棄物を原材料としたリサイクル製品のうち、一定の基準を満たす製品を県が認定し、PRすることにより、資源の循環的利用や廃棄物の減量化の促進を図ります。

また、県グリーン購入基本方針に基づいて、県自らがグリーン購入を推進するとともに、グリーン購入ネットワークを通じて各種環境に配慮した製品やサービス等の情報提供を行い、市町村や事業者の取組を促進します。

(オ) 広域的な取組の推進

九都県市と連携し、容器包装の減量化に向けた取り組み等に関する普及啓発を行います。

(2) 市町村相互間の分別収集に関する情報の交換の促進に関する事項

市町村の分別収集を促進するために、県は総合的かつ計画的な視点から、市町村の取組を支援するため、次の方策を実施します。

ア 情報収集及び情報提供

分別収集や再商品化に関する情報収集に努め、市町村に情報提供します。

イ かながわ３Ｒ推進会議の開催

３Ｒの推進、普及啓発について、事業者及び消費者団体、市町村、県で協議を行うため、かながわ３Ｒ推進会議を開催します。

(3) その他の分別収集の促進に関する事項

上記の取組のほか、県は分別収集促進のために次の方策を実施します。

ア ごみ処理広域化への支援

各広域化ブロックの特性に応じた再資源化施設やストックヤード等の分別収集関連施設の整備、及び効率的な分別収集方法や収集体制を確立するため、助言、情報提供等を行うとともに、各市町村の課題意識に応じて、広域的な取組を検討します。

イ 計画の実施状況の点検

市町村と連携を図りながら、分別収集の実施状況を把握するとともに、県が定めた本計画の記載事項の実施状況の点検を行います。

ウ 知事表彰の実施

環境整備や循環型社会形成の推進に貢献した方々を表彰し、３Ｒの推進を図ります。

別表第 1 第 10 期市町村分別収集計画の対象品目

市町村名	実施品目数			無色の ガラス 製容器	茶色の ガラス 製容器	その他の ガラス 製容器	その他紙製 容器包装	ペット ボトル	その他プラスチック製容器包装			スチール 製容器	アルミ 製容器	段ボール	飲料用 紙製容器
	10	9	8							プラ類	トレイ類	プラ類・トレイ類 のうち白色トレイ			
横浜市		○		○	○	○	●	○	○	○			○	○	○
川崎市		○		○	○	○	●	○	○	○			○	○	○
相模原市	○			○	○	○	○	○	○	○			○	○	○
横須賀市		○		○	○	○	●	○	○	○			○	○	○
平塚市		○		○	○	○	●	○	○	○			○	○	○
鎌倉市		○		○	○	○	●	○	○	○			○	○	○
藤沢市		○		○	○	○	●	○	○	○			○	○	○
小田原市		○		○	○	○	●	○	○	○			○	○	○
茅ヶ崎市		○		○	○	○	●	○	○	○			○	○	○
逗子市		○		○	○	○	●	○	○	○			○	○	○
三浦市	○			○	○	○	○	○	○	○			○	○	○
秦野市		○		○	○	○	●	○	○	○			○	○	○
厚木市		○		○	○	○	●	○	○	○			○	○	○
大和市	○			○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
伊勢原市		○		○	○	○	●	○	○	○			○	○	○
海老名市		○		○	○	○	●	○	○	○			○	○	○
座間市		○		○	○	○	●	○	○	○			○	○	○
南足柄市		○		○	○	○	●	○	○	○			○	○	○
綾瀬市		○		○	○	○	●	○	○	○			○	○	○
葉山町		○		○	○	○	●	○	○	○		○	○	○	○
寒川町		○		○	○	○	●	○	○	○			○	○	○
大磯町		○		○	○	○	●	○	○	○			○	○	○
二宮町		○		○	○	○	●	○	○	○			○	○	○
中井町	○			○	○	○	○	○	○	○			○	○	○
大井町		○		○	○	○	●	○	○	○			○	○	○
松田町		○		○	○	○	●	○	○	○			○	○	○
山北町	○			○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
開成町		○		○	○	○	●	○	○	○			○	○	○
箱根町		○		○	○	○	●	○	○	○			○	○	○
愛川町		○		○	○	○	●	○	○	○			○	○	○
清川村		○		○	○	○	●	○	○	○			*	*	○
湯河原町真鶴町衛生組合															
真鶴町		○		○	○	○	●	○	R8予定	R8予定			○	○	○
湯河原町		○		○	○	○	●	○	R8予定	R8予定			○	○	○
実施市町村数	5	28	0	33	33	33	5	33	31	31	1	2	32	32	33
法定外の分別実施市町村数	—	—	—	—	—	—	28	—	—	—	—	—	—	—	—

＜表の見方＞

「○」：令和 4 年 3 月時点で分別収集を実施していることを表します。

「実施市町村数」「法定外の分別実施市町村数」は、令和 4 年 3 月時点で分別収集等を実施している市町村の数です。

「●」：「ミックスペーパー」などの名称で「その他紙製容器包装」と「雑誌等の紙（容器包装ではない紙製廃棄物）」を混合回収していることを表します。

なお、「ミックスペーパー」での収集は、容器包装リサイクル法上の分別収集には該当しません。

「*」：清川村は、平成 27 年度からスチール缶、アルミ缶を一括で収集・委託しています。

＜その他プラスチック製容器包装について＞

- ・その他プラスチック製容器包装は、白色トレイ等のトレイ類を分別収集している場合でも、容器包装リサイクル法上のその他プラスチック製容器包装の分別収集を実施していることとなります。
- ・「プラ類」とは指定表示である「プラ」マークで分別収集し、「トレイ類」とはトレイ類で分別収集していることを表します。

なお、「プラ類・トレイ類のうち白色トレイ」とは、「白色トレイ」を個別分類で分別収集していることを表します。

別表第2 各年度の市町村別の容器包装廃棄物の排出量見込み

(単位：トン)

市町村(組合)名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
横浜市	267,916	262,726	258,491	254,477	251,366
川崎市	95,582	95,534	96,480	96,117	96,437
相模原市	52,822	52,981	53,191	53,398	53,759
横須賀市	23,120	22,920	22,710	22,510	22,300
平塚市	17,773	17,738	17,702	17,667	17,632
鎌倉市	8,422	8,384	8,345	8,309	8,274
藤沢市	20,525	20,454	20,443	20,418	20,459
小田原市	10,372	10,462	10,269	10,092	9,917
茅ヶ崎市	16,153	16,065	15,977	15,875	15,788
逗子市	3,998	3,986	3,974	3,962	3,950
三浦市	1,959	1,925	1,889	1,852	1,817
秦野市	7,760	7,817	7,914	7,919	7,877
厚木市	8,649	8,616	8,541	8,539	8,501
大和市	10,612	10,442	10,290	10,135	9,996
伊勢原市	2,840	2,916	2,949	2,950	2,945
海老名市	8,246	8,273	8,305	8,302	8,299
座間市	5,962	5,914	5,882	5,841	5,817
南足柄市	2,906	2,884	2,861	2,835	2,808
綾瀬市	5,461	5,574	5,714	5,890	6,114
葉山町	2,530	2,522	2,511	2,499	2,486
寒川町	1,356	1,351	1,348	1,344	1,339
大磯町	2,277	2,216	2,163	2,107	2,094
二宮町	1,692	1,666	1,640	1,621	1,604
中井町	677	672	663	655	644
大井町	933	932	930	930	929
松田町	319	318	317	317	317
山北町	623	610	598	586	575
開成町	574	575	576	576	576
箱根町	3,007	3,171	3,343	3,528	3,726
愛川町	1,589	1,580	1,570	1,560	1,550
清川村	124	122	120	119	119
湯河原町真鶴町衛生組合	3,281	3,231	3,163	3,104	3,045
真鶴町	2,669	2,630	2,575	2,529	2,482
湯河原町	612	601	588	576	564
合 算 量	590,060	584,577	580,869	576,034	573,060

別表第3 各年度の特定分別基準適合物ごとの市町村別の量の見込み及びその合算量

1 無色のガラス製容器

(単位：トン)

市町村(組合)名	令和5年度			令和6年度			令和7年度			令和8年度			令和9年度		
	合 計	引渡 量	独自処理量	合 計	引渡 量	独自処理量	合 計	引渡 量	独自処理量	合 計	引渡 量	独自処理量	合 計	引渡 量	独自処理量
横 浜 市	8,203	0	8,203	7,966	0	7,966	7,754	0	7,754	7,547	0	7,547	7,363	0	7,363
川 崎 市	5,374	0	5,374	5,376	0	5,376	5,394	0	5,394	5,409	0	5,409	5,425	0	5,425
相 模 原 市	1,713	1,713	0	1,641	1,641	0	1,572	1,572	0	1,505	1,505	0	1,443	1,443	0
横 須 賀 市	830	0	830	820	0	820	810	0	810	810	0	810	800	0	800
平 塚 市	719	719	0	704	704	0	688	688	0	673	673	0	658	658	0
鎌 倉 市	679	679	0	676	676	0	673	673	0	670	670	0	667	667	0
藤 沢 市	1,413	0	1,413	1,406	0	1,406	1,405	0	1,405	1,402	0	1,402	1,404	0	1,404
小 田 原 市	319	319	0	309	309	0	296	296	0	289	289	0	276	276	0
茅 ヶ 崎 市	809	809	0	809	809	0	809	809	0	807	807	0	807	807	0
逗 子 市	170	10	160	169	10	159	168	10	158	167	10	157	166	10	156
三 浦 市	112	0	112	110	0	110	108	0	108	106	0	106	104	0	104
秦 野 市	443	443	0	442	442	0	440	440	0	438	438	0	436	436	0
厚 木 市	799	799	0	769	769	0	741	741	0	712	712	0	684	684	0
大 和 市	600	600	0	600	600	0	600	600	0	599	599	0	598	598	0
伊 勢 原 市	292	292	0	291	291	0	291	291	0	290	290	0	288	288	0
海 老 名 市	398	398	0	392	392	0	387	387	0	379	379	0	372	372	0
座 間 市	310	310	0	308	308	0	307	307	0	306	306	0	305	305	0
南 足 柄 市	133	0	133	129	0	129	127	0	127	125	0	125	122	0	122
綾 瀬 市	230	0	230	230	0	230	229	0	229	228	0	228	227	0	227
葉 山 町	130	130	0	124	124	0	118	118	0	111	111	0	105	105	0
寒 川 町	104	104	0	103	103	0	103	103	0	103	103	0	102	102	0
大 磯 町	107	107	0	107	107	0	107	107	0	106	106	0	106	106	0
二 宮 町	82	82	0	81	81	0	81	81	0	80	80	0	79	79	0
中 井 町	27	27	0	27	27	0	26	26	0	26	26	0	26	26	0
大 井 町	48	48	0	48	48	0	47	47	0	47	47	0	47	47	0
松 田 町	36	36	0	36	36	0	35	35	0	35	35	0	35	35	0
山 北 町	22	0	22	22	0	22	21	0	21	21	0	21	20	0	20
開 成 町	49	49	0	49	49	0	49	49	0	49	49	0	49	49	0
箱 根 町	31	31	0	32	32	0	34	34	0	36	36	0	38	38	0
愛 川 町	82	82	0	81	81	0	81	81	0	80	80	0	80	80	0
清 川 村	11	11	0	10	10	0	10	10	0	10	10	0	10	10	0
湯河原町真鶴町衛生組合	83	83	0	80	80	0	79	79	0	78	78	0	77	77	0
真鶴町	12	12	0	11	11	0	11	11	0	11	11	0	11	11	0
湯河原町	71	71	0	69	69	0	68	68	0	67	67	0	66	66	0
合 算 量	24,358	7,881	16,477	23,947	7,729	16,218	23,590	7,584	16,006	23,244	7,439	15,805	22,919	7,298	15,621

注1:「合計」とは市町村の分別収集計画量の総量を、「引渡 量」とは指定法人への引渡見込み量を、「独自処理量」とは市町村が独自に処理を行う予定量を表します。

注2: 真鶴町及び湯河原町については、湯河原町真鶴町衛生組合が分別収集計画を策定しています。

2 茶色のガラス製容器

(単位：トン)

市町村(組合)名	令和5年度			令和6年度			令和7年度			令和8年度			令和9年度		
	合 計	引渡	独自処理	合 計	引渡	独自処理	合 計	引渡	独自処理	合 計	引渡	独自処理	合 計	引渡	独自処理
横 浜 市	4,866	0	4,866	4,696	0	4,696	4,543	0	4,543	4,393	0	4,393	4,260	0	4,260
川 崎 市	2,934	0	2,934	2,935	0	2,935	2,945	0	2,945	2,953	0	2,953	2,961	0	2,961
相 模 原 市	1,111	1,111	0	1,076	1,076	0	1,042	1,042	0	1,007	1,007	0	976	976	0
横 須 賀 市	590	590	0	580	580	0	580	580	0	570	570	0	570	570	0
平 塚 市	405	405	0	392	392	0	379	379	0	366	366	0	354	354	0
鎌 倉 市	320	320	0	318	318	0	317	317	0	316	316	0	314	314	0
藤 沢 市	647	569	78	645	568	77	644	567	77	643	566	77	644	567	77
小 田 原 市	244	244	0	229	229	0	222	222	0	215	215	0	202	202	0
茅 ヶ 崎 市	423	414	9	423	414	9	423	414	9	423	414	9	423	414	9
逗 子 市	188	11	177	187	11	176	186	11	175	185	11	174	184	11	173
三 浦 市	91	91	0	90	90	0	88	88	0	86	86	0	85	85	0
秦 野 市	300	300	0	299	299	0	298	298	0	296	296	0	295	295	0
厚 木 市	455	435	20	432	414	18	410	395	15	389	376	13	368	357	11
大 和 市	286	286	0	286	286	0	286	286	0	286	286	0	286	286	0
伊 勢 原 市	165	165	0	164	164	0	164	164	0	163	163	0	162	162	0
海 老 名 市	222	222	0	216	216	0	211	211	0	205	205	0	199	199	0
座 間 市	207	207	0	206	206	0	205	205	0	204	204	0	203	203	0
南 足 柄 市	76	0	76	75	0	75	74	0	74	73	0	73	71	0	71
綾 瀬 市	121	0	121	120	0	120	120	0	120	119	0	119	119	0	119
葉 山 町	54	54	0	49	49	0	44	44	0	39	39	0	34	34	0
寒 川 町	54	53	1	54	53	1	54	53	1	54	53	1	54	53	1
大 磯 町	63	63	0	62	62	0	62	62	0	62	62	0	62	62	0
二 宮 町	48	48	0	48	48	0	47	47	0	47	47	0	46	46	0
中 井 町	18	18	0	18	18	0	17	17	0	17	17	0	17	17	0
大 井 町	35	35	0	35	35	0	34	34	0	34	34	0	34	34	0
松 田 町	23	23	0	23	23	0	22	22	0	22	22	0	22	22	0
山 北 町	28	0	28	27	0	27	27	0	27	26	0	26	25	0	25
開 成 町	28	28	0	28	28	0	28	28	0	28	28	0	28	28	0
箱 根 町	43	43	0	46	46	0	48	48	0	51	51	0	54	54	0
愛 川 町	71	71	0	70	70	0	70	70	0	70	70	0	69	69	0
清 川 村	6	6	0	6	6	0	5	5	0	5	5	0	5	5	0
湯河原町真鶴町衛生組合	56	56	0	55	55	0	54	54	0	53	53	0	52	52	0
真鶴町	8	8	0	8	8	0	7	7	0	7	7	0	7	7	0
湯河原町	48	48	0	47	47	0	47	47	0	46	46	0	45	45	0
合 算 量	14,178	5,868	8,310	13,890	5,756	8,134	13,649	5,663	7,986	13,400	5,562	7,838	13,178	5,471	7,707

注1:「合計」とは市町村の分別収集計画量の総量を、「引渡」とは指定法人への引渡見込み量を、「独自処理」とは市町村が独自に処理を行う予定量を表します。

注2:真鶴町及び湯河原町については、湯河原町真鶴町衛生組合が分別収集計画を策定しています。

3 その他のガラス製容器

(単位：トン)

市町村(組合)名	令和5年度			令和6年度			令和7年度			令和8年度			令和9年度		
	合 計	引渡量	独自処理量	合 計	引渡量	独自処理量	合 計	引渡量	独自処理量	合 計	引渡量	独自処理量	合 計	引渡量	独自処理量
横 浜 市	5,748	5,231	517	5,707	5,194	513	5,680	5,169	511	5,652	5,144	508	5,637	5,130	507
川 崎 市	3,872	0	3,872	3,874	0	3,874	3,887	0	3,887	3,898	0	3,898	3,909	0	3,909
相 模 原 市	1,117	1,117	0	1,103	1,103	0	1,090	1,090	0	1,076	1,076	0	1,064	1,064	0
横 須 賀 市	420	420	0	420	420	0	410	410	0	410	410	0	410	410	0
平 塚 市	427	427	0	431	431	0	435	435	0	439	439	0	444	444	0
鎌 倉 市	537	520	17	535	518	17	532	516	16	529	513	16	527	511	16
藤 沢 市	883	883	0	879	879	0	878	878	0	876	876	0	878	878	0
小 田 原 市	177	177	0	175	175	0	168	168	0	161	161	0	155	155	0
茅 ヶ 崎 市	513	513	0	513	513	0	513	513	0	513	513	0	513	513	0
逗 子 市	170	10	160	169	10	159	168	10	158	167	10	157	166	10	156
三 浦 市	87	87	0	86	86	0	85	85	0	84	84	0	83	83	0
秦 野 市	192	192	0	191	191	0	191	191	0	190	190	0	189	189	0
厚 木 市	482	482	0	482	482	0	483	483	0	483	483	0	483	483	0
大 和 市	405	405	0	405	405	0	405	405	0	404	404	0	404	404	0
伊 勢 原 市	133	133	0	133	133	0	132	132	0	132	132	0	131	131	0
海 老 名 市	229	229	0	230	230	0	231	231	0	231	231	0	231	231	0
座 間 市	180	180	0	179	179	0	178	178	0	178	178	0	177	177	0
南 足 柄 市	39	0	39	39	0	39	38	0	38	38	0	38	37	0	37
綾 瀬 市	114	0	114	114	0	114	114	0	114	113	0	113	113	0	113
葉 山 町	106	106	0	98	98	0	91	91	0	83	83	0	76	76	0
寒 川 町	66	66	0	65	65	0	65	65	0	65	65	0	65	65	0
大 磯 町	59	59	0	59	59	0	59	59	0	59	59	0	58	58	0
二 宮 町	42	42	0	42	42	0	42	42	0	41	41	0	41	41	0
中 井 町	10	10	0	10	10	0	9	9	0	9	9	0	9	9	0
大 井 町	24	24	0	24	24	0	23	23	0	23	23	0	23	23	0
松 田 町	18	18	0	18	18	0	18	18	0	17	17	0	17	17	0
山 北 町	6	0	6	6	0	6	5	0	5	5	0	5	5	0	5
開 成 町	18	18	0	18	18	0	18	18	0	18	18	0	18	18	0
箱 根 町	55	55	0	59	59	0	62	62	0	65	65	0	70	70	0
愛 川 町	33	33	0	33	33	0	33	33	0	33	33	0	33	33	0
清 川 村	5	5	0	5	5	0	5	5	0	5	5	0	5	5	0
湯河原町真鶴町衛生組合	65	65	0	63	63	0	62	62	0	61	61	0	60	60	0
真鶴町	9	9	0	8	8	0	8	8	0	8	8	0	8	8	0
湯河原町	56	56	0	55	55	0	54	54	0	53	53	0	52	52	0
合 算 量	16,232	11,507	4,725	16,165	11,443	4,722	16,110	11,381	4,729	16,058	11,323	4,735	16,031	11,288	4,743

注1:「合計」とは市町村の分別収集計画量の総量を、「引渡量」とは指定法人への引渡見込み量を、「独自処理量」とは市町村が独自に処理を行う予定量を表します。

注2: 真鶴町及び湯河原町については、湯河原町真鶴町衛生組合が分別収集計画を策定しています。

4 その他紙製容器包装

(単位：トン)

市町村(組合)名	令和5年度			令和6年度			令和7年度			令和8年度			令和9年度			ミックス ペーパー 収集
	合 計	引渡量	独自処理量	合 計	引渡量	独自処理量	合 計	引渡量	独自処理量	合 計	引渡量	独自処理量	合 計	引渡量	独自処理量	
横 浜 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	●
川 崎 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	●
相 模 原 市	4,054	4,054	0	4,248	4,248	0	4,451	4,451	0	4,660	4,660	0	4,888	4,888	0	
横 須 賀 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	●
平 塚 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	●
鎌 倉 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	●
藤 沢 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	●
小 田 原 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	●
茅 ヶ 崎 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	●
逗 子 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	●
三 浦 市	344	0	344	338	0	338	331	0	331	325	0	325	319	0	319	
秦 野 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	●
厚 木 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	●
大 和 市	705	705	0	705	705	0	705	705	0	704	704	0	704	704	0	
伊 勢 原 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	●
海 老 名 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	●
座 間 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	●
南 足 柄 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	●
綾 瀬 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	●
葉 山 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	●
寒 川 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	●
大 磯 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	●
二 宮 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	●
中 井 町	13	0	13	13	0	13	13	0	13	13	0	13	13	0	13	
大 井 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	●
松 田 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	●
山 北 町	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	
開 成 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	●
箱 根 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	●
愛 川 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	●
清 川 村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	●
湯河原町真鶴町衛生組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
真鶴町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	●
湯河原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	●
合 算 量	5,117	4,759	358	5,305	4,953	352	5,501	5,156	345	5,703	5,364	339	5,925	5,592	333	

注1:「合計」とは市町村の分別収集計画量の総量を、「引渡量」とは指定法人への引渡見込み量を、「独自処理量」とは市町村が独自に処理を行う予定量を表します。

注2:「—」は、当該品目の分別収集を実施していないことを表します。

注3:真鶴町及び湯河原町については、湯河原町真鶴町衛生組合が分別収集計画を策定しています。

注4:ミックスペーパー収集欄に●印が記入してある市町村においては、「ミックスペーパー」などの名称で「その他紙製容器包装」と「雑誌等の紙(容器包装ではない紙製廃棄物)」を混合回収しています。

5 ペットボトル

(単位：トン)

市町村(組合)名	令和5年度			令和6年度			令和7年度			令和8年度			令和9年度		
	合 計	引渡 量	独自処理量	合 計	引渡 量	独自処理量	合 計	引渡 量	独自処理量	合 計	引渡 量	独自処理量	合 計	引渡 量	独自処理量
横 浜 市	15,301	15,301	0	15,712	15,712	0	16,173	16,173	0	16,644	16,644	0	17,171	17,171	0
川 崎 市	5,094	2,547	2,547	5,026	2,513	2,513	4,972	2,486	2,486	4,798	2,399	2,399	4,635	2,317.5	2,317.5
相 模 原 市	1,731	1,731	0	1,762	1,762	0	1,794	1,794	0	1,824	1,824	0	1,859	1,859	0
横 須 賀 市	1,580	1,280	300	1,560	1,260	300	1,550	1,250	300	1,530	1,230	300	1,520	1,220	300
平 塚 市	1,041	1,041	0	1,061	1,061	0	1,081	1,081	0	1,101	1,101	0	1,122	1,122	0
鎌 倉 市	500	0	500	498	0	498	495	0	495	493	0	493	491	0	491
藤 沢 市	1,277	500	777	1,272	500	772	1,272	500	772	1,270	500	770	1,272	500	772
小 田 原 市	561	561	0	553	553	0	548	548	0	543	543	0	538	538	0
茅 ヶ 崎 市	713	713	0	713	713	0	713	713	0	712	712	0	712	712	0
逗 子 市	171	171	0	170	170	0	169	169	0	168	168	0	167	167	0
三 浦 市	163	163	0	160	160	0	157	157	0	154	154	0	151	151	0
秦 野 市	424	424	0	422	422	0	420	420	0	418	418	0	416	416	0
厚 木 市	1,040	675	365	1,087	670	417	1,137	663	474	1,186	657	529	1,237	649	588
大 和 市	648	0	648	648	0	648	648	0	648	648	0	648	647	0	647
伊 勢 原 市	313	313	0	312	312	0	311	311	0	310	310	0	308	308	0
海 老 名 市	558	391	167	567	397	170	576	403	173	583	408	175	589	412	177
座 間 市	543	0	543	541	0	541	539	0	539	537	0	537	535	0	535
南 足 柄 市	138	138	0	136	136	0	133	133	0	131	131	0	129	129	0
綾 瀬 市	269	269	0	268	268	0	268	268	0	267	267	0	266	266	0
葉 山 町	96	96	0	96	96	0	96	96	0	95	95	0	95	95	0
寒 川 町	104	104	0	104	104	0	104	104	0	103	103	0	103	103	0
大 磯 町	77	77	0	77	77	0	77	77	0	77	77	0	76	76	0
二 宮 町	86	86	0	86	86	0	85	85	0	84	84	0	83	83	0
中 井 町	25	25	0	25	25	0	26	26	0	26	26	0	26	26	0
大 井 町	58	58	0	58	58	0	59	59	0	59	59	0	59	59	0
松 田 町	36	36	0	36	36	0	37	37	0	37	37	0	37	37	0
山 北 町	33	33	0	32	32	0	31	31	0	30	30	0	30	30	0
開 成 町	46	46	0	46	46	0	46	46	0	46	46	0	46	46	0
箱 根 町	18	0	18	19	0	19	20	0	20	21	0	21	23	0	23
愛 川 町	175	0	175	174	0	174	173	0	173	172	0	172	171	0	171
清 川 村	10	0	10	10	0	10	10	0	10	10	0	10	10	0	10
湯河原町真鶴町衛生組合															
	39	39	0	37	37	0	37	37	0	36	36	0	36	36	0
真鶴町	10	10	0	9	9	0	9	9	0	9	9	0	9	9	0
湯河原町	29	29	0	28	28	0	28	28	0	27	27	0	27	27	0
合 算 量	32,868	26,818	6,050	33,268	27,206	6,062	33,757	27,667	6,090	34,113	28,059	6,054	34,560	28,529	6,032

注1:「合計」とは市町村の分別収集計画量の総量を、「引渡 量」とは指定法人への引渡見込み量を、「独自処理量」とは市町村が独自に処理を行う予定量を表します。

注2:真鶴町及び湯河原町については、湯河原町真鶴町衛生組合が分別収集計画を策定しています。

6-1 その他プラスチック製容器包装

(単位：トン)

市町村(組合)名	令和5年度						令和6年度						令和7年度					
				うち白色トレイ						うち白色トレイ						うち白色トレイ		
	合 計	引渡 量	独自処理量	合 計	引渡 量	独自処理量	合 計	引渡 量	独自処理量	合 計	引渡 量	独自処理量	合 計	引渡 量	独自処理量	合 計	引渡 量	独自処理量
横 浜 市	50,118	49,617	501	-	-	-	49,889	49,391	498	-	-	-	49,783	49,286	497	-	-	-
川 崎 市	14,940	14,940	0	-	-	-	15,084	15,084	0	-	-	-	16,157	16,157	0	-	-	-
相 模 原 市	6,521	6,521	0	-	-	-	6,703	6,703	0	-	-	-	6,890	6,890	0	-	-	-
横 須 賀 市	6,880	3,670	3,210	-	-	-	6,820	2,541	4,279	-	-	-	6,760	2,504	4,256	-	-	-
平 塚 市	3,144	3,144	0	-	-	-	3,166	3,166	0	-	-	-	3,188	3,188	0	-	-	-
鎌 倉 市	2,418	2,418	0	-	-	-	2,407	2,407	0	-	-	-	2,396	2,396	0	-	-	-
藤 沢 市	7,028	6,958	70	-	-	-	7,009	6,939	70	-	-	-	7,016	6,946	70	-	-	-
小 田 原 市	2,154	2,154	0	-	-	-	2,202	2,202	0	-	-	-	2,237	2,237	0	-	-	-
茅 ヶ 崎 市	2,438	2,438	0	-	-	-	2,438	2,438	0	-	-	-	2,438	2,438	0	-	-	-
逗 子 市	841	841	0	-	-	-	836	836	0	-	-	-	831	831	0	-	-	-
三 浦 市	965	714	251	-	-	-	948	701	247	-	-	-	930	688	242	-	-	-
秦 野 市	1,642	1,642	0	-	-	-	1,739	1,739	0	-	-	-	1,888	1,888	0	-	-	-
厚 木 市	2,457	2,457	0	-	-	-	2,477	2,477	0	-	-	-	2,487	2,487	0	-	-	-
大 和 市	2,607	2,607	0	19	19	0	2,607	2,607	0	19	19	0	2,606	2,606	0	19	19	0
伊 勢 原 市	956	956	0	-	-	-	1,015	1,015	0	-	-	-	1,043	1,043	0	-	-	-
海 老 名 市	1,983	1,963	20	-	-	-	1,994	1,974	20	-	-	-	2,006	1,985	21	-	-	-
座 間 市	1,248	1,248	0	-	-	-	1,243	1,243	0	-	-	-	1,239	1,239	0	-	-	-
南 足 柄 市	442	442	0	-	-	-	435	435	0	-	-	-	429	429	0	-	-	-
綾 瀬 市	700	700	0	-	-	-	698	698	0	-	-	-	697	697	0	-	-	-
葉 山 町	593	590	3	3	0	3	591	588	3	3	0	3	589	586	3	3	0	3
寒 川 町	552	552	0	-	-	-	550	550	0	-	-	-	548	548	0	-	-	-
大 磯 町	350	350	0	-	-	-	349	349	0	-	-	-	348	348	0	-	-	-
二 宮 町	394	394	0	-	-	-	390	390	0	-	-	-	386	386	0	-	-	-
中 井 町	66	66	0	-	-	-	66	66	0	-	-	-	67	67	0	-	-	-
大 井 町	148	148	0	-	-	-	148	148	0	-	-	-	149	149	0	-	-	-
松 田 町	83	83	0	-	-	-	83	83	0	-	-	-	84	84	0	-	-	-
山 北 町	66	66	0	-	-	-	65	65	0	-	-	-	63	63	0	-	-	-
開 成 町	143	143	0	-	-	-	143	143	0	-	-	-	143	143	0	-	-	-
箱 根 町	53	53	0	-	-	-	56	56	0	-	-	-	59	59	0	-	-	-
愛 川 町	393	393	0	-	-	-	391	391	0	-	-	-	389	389	0	-	-	-
清 川 村	28	28	0	-	-	-	28	28	0	-	-	-	27	27	0	-	-	-
湯河原町真鶴町衛生組合	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
真鶴町	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
湯河原町	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	-
合 算 量	112,351	108,296	4,055	22	19	3	112,570	107,453	5,117	22	19	3	113,873	108,784	5,089	22	19	3

注1:「合計」とは市町村の分別収集計画量の総量を、「引渡 量」とは指定法人への引渡見込み量を、「独自処理量」とは市町村が独自に処理を行う予定量を表します。

注2:「-」は、当該品目の分別収集を実施していないことを表します。

注3:真鶴町及び湯河原町については、湯河原町真鶴町衛生組合が分別収集計画を策定しています。

6-2 その他プラスチック製容器包装

(単位：トン)

市町村(組合)名	令和8年度						令和9年度					
				うち白色トレイ						うち白色トレイ		
	合 計	引渡量	独自処理量	合 計	引渡量	独自処理量	合 計	引渡量	独自処理量	合 計	引渡量	独自処理量
横 浜 市	56,608	56,042	566	-	-	-	56,614	56,048	566	-	-	-
川 崎 市	16,283	16,283	0	-	-	-	16,988	16,988	0	-	-	-
相 模 原 市	7,075	7,075	0	-	-	-	7,280	7,280	0	-	-	-
横 須 賀 市	6,700	2,466	4,234	-	-	-	6,640	2,428	4,212	-	-	-
平 塚 市	3,210	3,210	0	-	-	-	3,233	3,233	0	-	-	-
鎌 倉 市	2,386	2,386	0	-	-	-	2,376	2,376	0	-	-	-
藤 沢 市	7,021	6,951	70	-	-	-	7,054	6,983	71	-	-	-
小 田 原 市	2,270	2,270	0	-	-	-	2,303	2,303	0	-	-	-
茅 ヶ 崎 市	2,434	2,434	0	-	-	-	2,434	2,434	0	-	-	-
逗 子 市	825	825	0	-	-	-	819	819	0	-	-	-
三 浦 市	912	675	237	-	-	-	895	662	233	-	-	-
秦 野 市	1,932	1,932	0	-	-	-	1,921	1,921	0	-	-	-
厚 木 市	2,492	2,492	0	-	-	-	2,496	2,496	0	-	-	-
大 和 市	2,604	2,604	0	19	19	0	2,602	2,602	0	19	19	0
伊 勢 原 市	1,048	1,048	0	-	-	-	1,052	1,052	0	-	-	-
海 老 名 市	2,006	1,985	21	-	-	-	2,005	1,984	21	-	-	-
座 間 市	1,233	1,233	0	-	-	-	1,227	1,227	0	-	-	-
南 足 柄 市	421	421	0	-	-	-	413	413	0	-	-	-
綾 瀬 市	694	694	0	-	-	-	692	692	0	-	-	-
葉 山 町	586	583	3	3	0	3	583	580	3	3	0	3
寒 川 町	547	547	0	-	-	-	545	545	0	-	-	-
大 磯 町	346	346	0	-	-	-	344	344	0	-	-	-
二 宮 町	382	382	0	-	-	-	378	378	0	-	-	-
中 井 町	67	67	0	-	-	-	67	67	0	-	-	-
大 井 町	149	149	0	-	-	-	149	149	0	-	-	-
松 田 町	84	84	0	-	-	-	84	84	0	-	-	-
山 北 町	62	62	0	-	-	-	60	60	0	-	-	-
開 成 町	143	143	0	-	-	-	143	143	0	-	-	-
箱 根 町	62	62	0	-	-	-	66	66	0	-	-	-
愛 川 町	386	386	0	-	-	-	384	384	0	-	-	-
清 川 村	27	27	0	-	-	-	27	27	0	-	-	-
湯河原町真鶴町衛生組合	57	57	0	-	-	-	54	54	0	-	-	-
真鶴町	9	9	0	-	-	-	9	9	0	-	-	-
湯河原町	48	48	0	-	-	-	45	45	0	-	-	-
合 算 量	121,052	115,921	5,131	22	19	3	121,928	116,822	5,106	22	19	3

別表第4 各年度の有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化をする必要
がない物の市町村別の量の見込み及びその合算量

1 スチール製容器

(単位：トン)

市町村(組合)名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
横 浜 市	3,405	3,229	3,069	2,917	2,779
川 崎 市	3,583	3,587	3,600	3,611	3,621
相 模 原 市	779	754	730	706	684
横 須 賀 市	560	550	550	540	540
平 塚 市	223	215	208	201	194
鎌 倉 市	197	196	195	194	193
藤 沢 市	461	459	459	458	458
小 田 原 市	141	133	119	111	110
茅ヶ崎市	282	282	282	282	282
逗 子 市	60	60	60	60	60
三 浦 市	82	81	79	78	76
秦 野 市	175	174	173	173	172
厚 木 市	307	294	281	269	257
大 和 市	261	260	260	260	260
伊 勢 原 市	122	122	121	121	120
海 老 名 市	149	144	139	134	128
座 間 市	174	173	173	172	171
南 足 柄 市	102	101	100	98	96
綾 瀬 市	104	104	104	103	103
葉 山 町	46	44	41	38	36
寒 川 町	44	44	44	44	44
大 磯 町	23	23	23	23	23
二 宮 町	19	19	18	18	18
中 井 町	10	10	9	9	9
大 井 町	18	18	17	17	17
松 田 町	15	15	14	14	14
山 北 町	21	21	20	20	19
開 成 町	21	21	21	21	21
箱 根 町	127	134	141	147	155
愛 川 町	41	41	41	41	40
清 川 村	12	12	11	11	10
湯河原町真鶴町衛生組合	43	41	41	40	40
真 鶴 町	11	10	10	10	10
湯河原町	32	31	31	30	30
合 算 量	11,607	11,361	11,143	10,931	10,750

注：真鶴町及び湯河原町については、湯河原町真鶴町衛生組合が分別収集計画を策定しています。

2 アルミ製容器

(単位：トン)

市町村(組合)名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
横 浜 市	5,838	5,837	5,851	5,863	5,889
川 崎 市	4,364	4,368	4,385	4,397	4,410
相 模 原 市	1,228	1,237	1,247	1,256	1,267
横 須 賀 市	810	800	800	790	780
平 塚 市	468	480	493	507	520
鎌 倉 市	169	168	168	167	166
藤 沢 市	753	749	749	746	748
小 田 原 市	263	260	257	255	259
茅ヶ崎市	435	435	435	435	435
逗 子 市	94	93	92	91	90
三 浦 市	73	71	70	69	67
秦 野 市	212	212	211	210	209
厚 木 市	534	534	534	532	531
大 和 市	432	431	431	431	431
伊 勢 原 市	110	110	110	109	109
海 老 名 市	273	286	300	313	326
座 間 市	237	236	235	234	233
南 足 柄 市	8	8	7	7	7
綾 瀬 市	161	160	160	159	159
葉 山 町	67	66	66	66	66
寒 川 町	69	68	68	68	68
大 磯 町	47	46	46	46	46
二 宮 町	34	33	33	33	32
中 井 町	14	14	15	15	15
大 井 町	25	25	26	26	26
松 田 町	20	20	21	21	21
山 北 町	16	16	16	15	15
開 成 町	19	19	19	19	19
箱 根 町	27	29	30	32	33
愛 川 町	59	59	59	58	58
清 川 村	0	0	0	0	0
湯河原町真鶴町衛生組合	51	50	49	49	47
真 鶴 町	13	13	13	13	12
湯河原町	38	37	36	36	35
合 算 量	16,910	16,920	16,983	17,019	17,082

注：真鶴町及び湯河原町については、湯河原町真鶴町衛生組合が分別収集計画を策定しています。

3 段ボール

(単位：トン)

市町村(組合)名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
横 浜 市	188	187	187	186	186
川 崎 市	16,991	17,569	18,198	18,342	18,538
相 模 原 市	7,720	7,858	7,999	8,135	8,289
横 須 賀 市	3,840	3,800	3,770	3,730	3,700
平 塚 市	2,550	2,581	2,612	2,643	2,675
鎌 倉 市	1,979	1,970	1,961	1,953	1,944
藤 沢 市	3,773	3,758	3,753	3,748	3,754
小 田 原 市	2,223	2,200	2,178	2,158	2,139
茅ヶ 崎 市	3,092	3,092	3,092	3,087	3,087
逗 子 市	896	890	885	879	872
三 浦 市	283	278	273	267	262
秦 野 市	1,299	1,294	1,288	1,282	1,276
厚 木 市	2,616	2,712	2,811	2,907	3,007
大 和 市	2,207	2,207	2,206	2,204	2,202
伊 勢 原 市	719	739	747	747	746
海 老 名 市	1,366	1,374	1,382	1,382	1,381
座 間 市	1,166	1,162	1,157	1,153	1,147
南 足 柄 市	352	346	341	335	328
綾 瀬 市	656	655	653	651	648
葉 山 町	471	469	467	465	463
寒 川 町	363	361	361	360	358
大 磯 町	360	358	357	356	354
二 宮 町	313	309	306	303	299
中 井 町	73	73	73	73	73
大 井 町	141	141	140	140	140
松 田 町	87	86	86	86	86
山 北 町	94	92	90	88	86
開 成 町	161	161	161	161	161
箱 根 町	360	379	400	421	445
愛 川 町	234	232	231	230	228
清 川 村	39	39	40	40	41
湯河原町真鶴町衛生組合	250	246	241	237	232
真 鶴 町	51	50	49	48	47
湯 河 原 町	199	196	192	189	185
合 算 量	56,862	57,618	58,446	58,749	59,147

注：真鶴町及び湯河原町については、湯河原町真鶴町衛生組合が分別収集計画を策定しています。

4 飲料用紙製容器

(単位：トン)

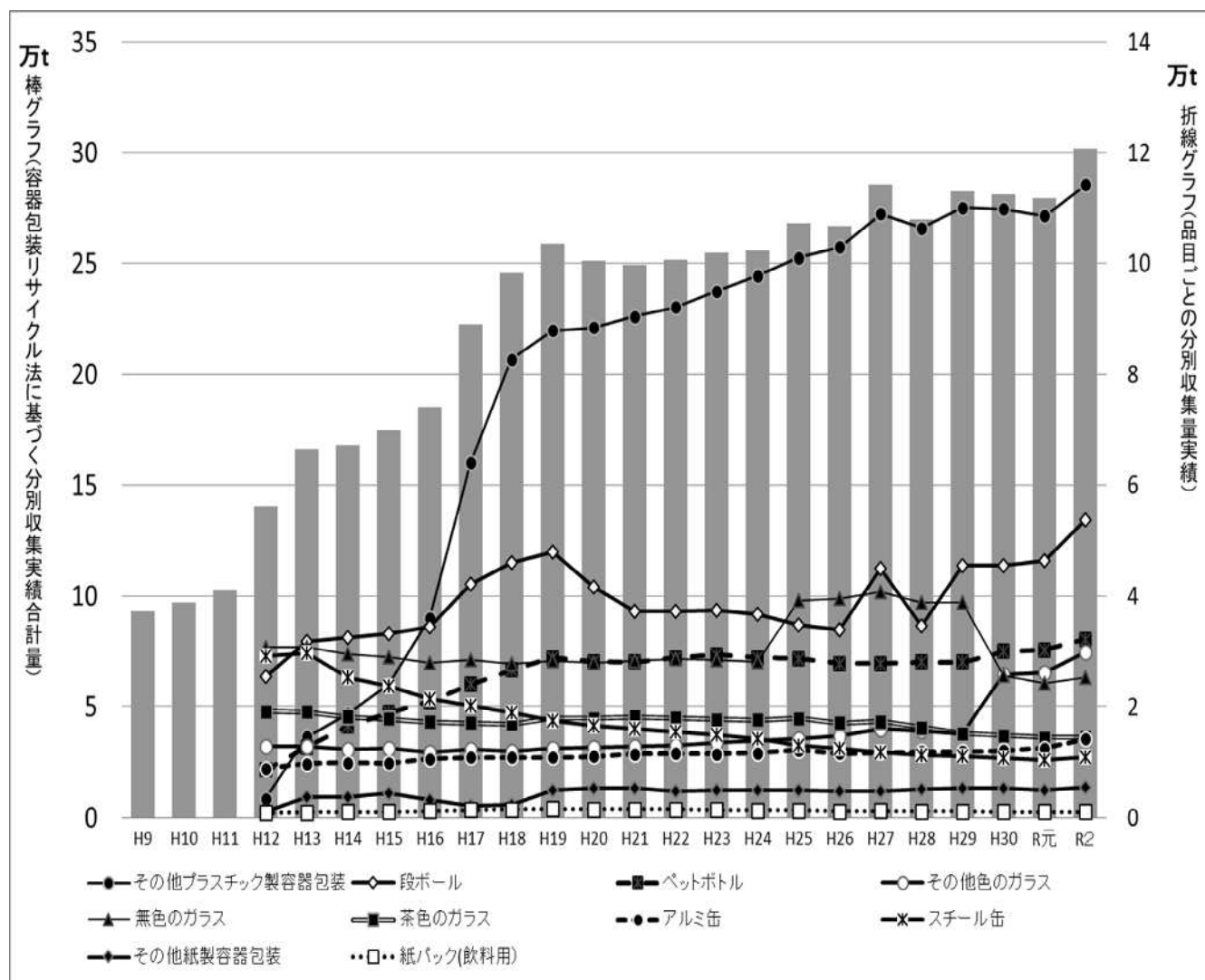
市町村(組合)名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
横 浜 市	2	1	1	1	1
川 崎 市	19	19	20	20	20
相 模 原 市	60	56	51	47	43
横 須 賀 市	60	60	60	60	60
平 塚 市	96	95	95	94	93
鎌 倉 市	85	85	84	84	84
藤 沢 市	182	184	187	187	191
小 田 原 市	68	67	66	65	65
茅ヶ崎市	64	64	64	64	64
逗 子 市	10	10	10	10	10
三 浦 市	5	5	5	5	5
秦 野 市	67	67	66	66	65
厚 木 市	91	91	90	89	89
大 和 市	135	135	135	135	135
伊 勢 原 市	30	30	30	30	29
海 老 名 市	5	5	5	5	5
座 間 市	17	17	17	17	17
南 足 柄 市	4	4	4	4	4
綾 瀬 市	54	53	53	53	53
葉 山 町	22	22	21	21	21
寒 川 町	0.31	0.31	0.31	0.31	0.31
大 磯 町	7	6	6	6	6
二 宮 町	16	15	15	15	15
中 井 町	2	2	2	2	2
大 井 町	3	3	3	3	3
松 田 町	1	1	1	1	1
山 北 町	2	2	2	2	2
開 成 町	6	6	6	6	6
箱 根 町	3	4	4	4	4
愛 川 町	11	11	11	10	10
清 川 村	1	1	1	1	1
湯河原町真鶴町衛生組合	3	3	3	3	3
真 鶴 町	1	1	1	1	1
湯河原町	2	2	2	2	2
合 算 量	1,131	1,124	1,118	1,110	1,107

注：真鶴町及び湯河原町については、湯河原町真鶴町衛生組合が分別収集計画を策定しています。

参考資料１ 容器包装リサイクル法による分別収集実績量

分別収集実績量は平成９年度には約９万トンでしたが、その他プラスチック製容器包装の分別収集量の増加等により、令和２年度には３０万トンまで増加しました。

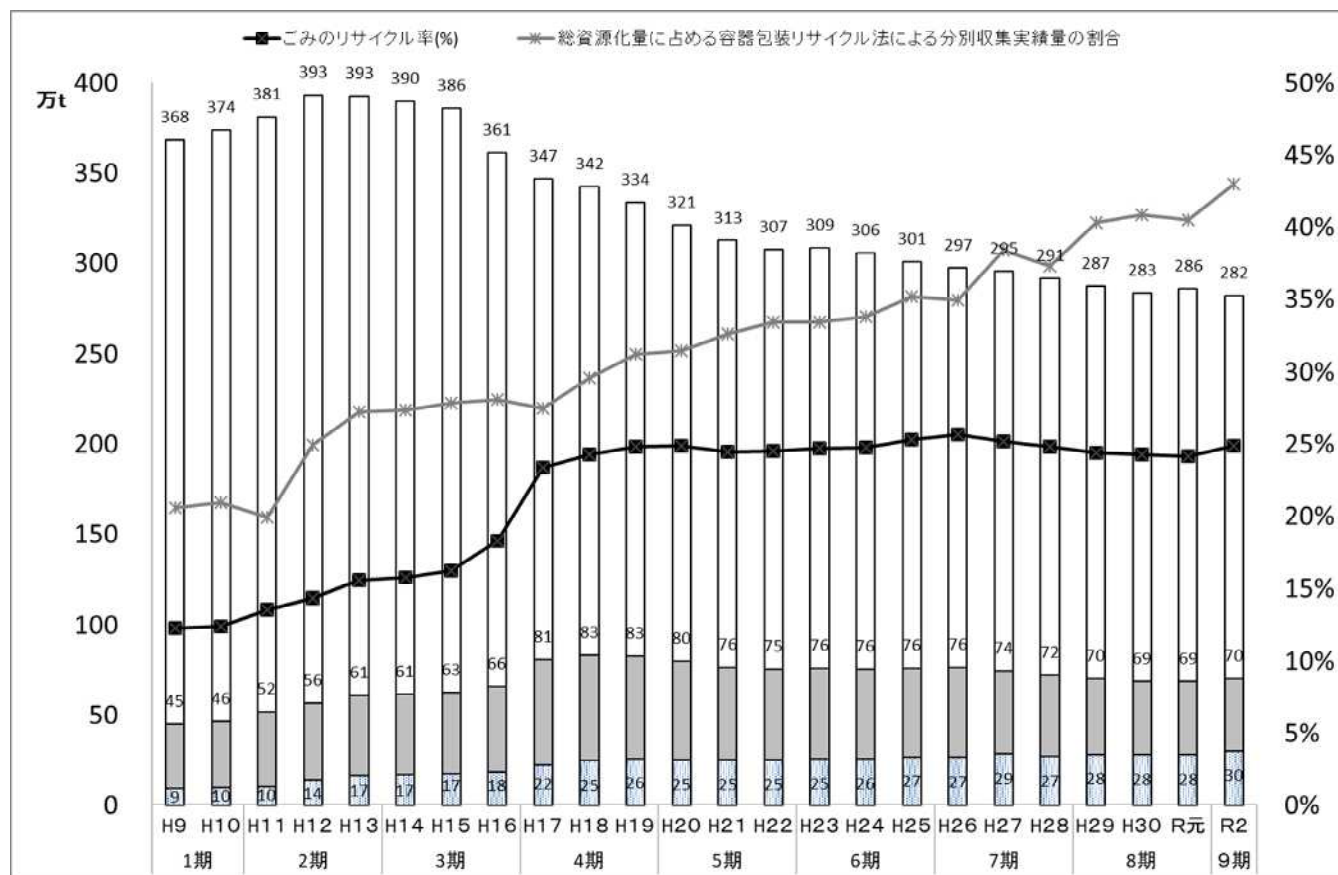
※法が完全施行された平成１２年度以降は、品目ごとの収集実績も記載しています。
(白色トレイについては少量なため、「その他プラスチック製容器包装」としてまとめています)



参考図１ 容器包装リサイクル法による分別収集実績量

参考資料２ 容器包装リサイクル法施行後のごみの総排出量、総資源化量及び分別収集実績量

- ・ごみのリサイクル率は平成 26 年度をピークに、その後は横ばいで推移しています。
 - ・総資源化量に占める容器包装リサイクル法による分別収集実績量の割合は、平成 9 年度には約 20%でしたが、令和 2 年度は約 43%まで増加しています。
- ※ここでの「ごみ」とは、一般廃棄物のうち、し尿を除いたものをいいます。



参考図２ 容器包装リサイクル法施行後のごみの総排出量、総資源化量及び分別収集実績量

